

新潟県条例第79号

新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(使用の許可等) 第4条 (略) <u>2 前項の規定は、港湾法（昭和25年法律第218号） 第43条の11第12項に規定する港湾運営会社が運営 する同条第1項に規定する埠頭群に含まれる港湾 施設については適用しない。</u> <u>3 知事は、第1項の規定にかかわらず、次の各号 のいずれかに該当する場合は、許可を行わないこ とができる。</u> (1)～(4) (略) <u>4 (略)</u>	(使用の許可等) 第4条 (略) <u>2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号の いずれかに該当する場合は、許可を行わないこと ができる。</u> (1)～(4) (略) <u>3 (略)</u>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。